

屋外便所清掃業務内容

- 1 この仕様書は、健康の森公園便所の清掃及び環境美化を図るための業務内容を規定する。
- 2 業務内容は、下記のとおりとする。
 - ・健康の森公園便所清掃及び周辺の環境美化
 - ・毎月週2回（火曜及び金曜、ただし祝日の場合は別日）実施する。
 - ・洗剤、トイレットペーパー及びサニタリーボックス用のごみ袋は、発注者から支給する。
- 3 受注者は、作業中であっても非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合には直ちに作業を中止し、利用者の安全を確保すること。
- 4 受注者は、発注者から作業の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。
- 5 受注者は、作業中に村有の備品または施設を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、現状に復旧すること。
- 6 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、速やかに報告し、指示を受け処理するとともに、書面にて詳細を記し任意事故報告書を提出するものとする。
- 7 事故等に十分注意して作業を行なうこと。
- 8 作業が完了したときは、任意完了報告書を提出するものとする。
- 9 この仕様書に定めのない事項、または疑義の生じた場合は相互協議して定めるものとする。